

令和5年度における軽米町の障害者就労施設等からの優先調達方針

1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この方針は、軽米町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等

町が障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

以下に記載がないものであっても、町が調達可能な物品等であれば対象とする。

(1) 物品

- ア 事務用品（用紙、封筒、ゴム印等）
- イ 食料品、飲料（パン、弁当、コーヒー、茶等）
- ウ 小物雑貨（各種記念品、花苗、防災用品等）
- エ その他の物品（机、テーブル、椅子等）

(2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、封筒等の印刷）
- イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、駐車場管理等）
- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし等）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店等）
- カ その他（仕分け、発送、梱包、資源回収・分別等）

5 調達目標

令和5年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

- (1) 物品 目標額 38万円
- (2) 役務 目標額 31万円

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り町内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織へ情報提供を行うものとする。
- (5) 物品等を調達する際は、地方自治法施行令や軽米町財務規則等関係規定に従い、可能な限り随意契約制度を活用し、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したと

きは、町のホームページ等により公表する。

- (2) この方針に基づく調達実績は、当該年度終了後、速やかに集計し、公表する。

8 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉課とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から適用する